

【別表 1】

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(過去の光市の主な災害)

台風

近年、平成 3 年の台風第 19 号では光井地区の海岸防波堤が倒壊し、同地区が浸水、市内全域が停電、平成 11 年の台風第 18 号では光井地区の一部で堤防越波による浸水、市内各所で停電、電話不通、平成 16 年には台風第 16 号、第 18 号が続けざまに来襲し、台風第 16 号では大雨による被害、また台風第 18 号では暴風による屋根・看板等の被害、栽培漁業センターの陸上水槽の飛散、市内各所で停電、電話不通、また平成 17 年の台風第 14 号では島田川上流部の周東町では総雨量 420 ミリを超える集中豪雨により島田川流域の周防地区を主として冠水、床下・床上浸水等の被害が発生した。

(光市地域防災計画 令和元年度版 より)

平成 30 年 7 月豪雨

光市では 7 月 5 日から 8 日にかけて総雨量が 456mm を観測。最大時には 532 名が避難所へ避難するなど、かつてない豪雨に見舞われ、島田川流域をはじめ、市内各地で甚大な被害が発生した。国道 188 号線は 3 ヶ月余にわたり通行止めや片側通行となり、JR 線の徳山～柳井間が不通となった。「平成 30 年 7 月豪雨災害報告書 (光市)」より



【平成 30 年 7 月豪雨 (三井地区) 光市 HP より】

(洪水)

島田川流域において、想定し得る最大規模の降雨 (2 日間の総雨量 546mm) でもたらされる浸水は、多くの商業施設がある国道 188 号線付近及び光商工会議所が立地する島田四丁目は 0.5m～3.0m、光駅周辺は 0.5m 未満～3.0m が予想されている。さらに島田川沿岸においては、大字小周防等において浸水 5.0m 以上の箇所が広がっている。

(土砂災害)

光市の山地は、低山性の山地ではあるものの、急斜面をなすところや山地がいきなり海に臨んでいるところもあり、また地質的にも市街地背後には風化しやすく侵食に弱い花崗岩が分布しているため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。

(地震)

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い南海トラフ巨大地震が今後 30 年以内に発生する可能性は 70%から 80%であり、市全面積の 100%が震度 5 弱以上と想定されている。また、光市において地震動最大となる断層として大河内断層があり、市全面積の 73.5%が震度 6 弱以上と想定されている。

(高潮・津波)

南海トラフ巨大地震による津波では、最高津波水位は 3.6m (光漁港) が想定されており、最高津波水位が到着するまでの時間の想定は 116 分となっている。津波、高潮ともに海拔 5m ラインの区域内は早めの避難行動等が必要となる。

参考：光市ハザードマップ <https://www.city.hikari.lg.jp/shisei/machizukuri/4151.html>

光市地域防災計画 [https://www.city.hikari.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/bosai\\_shobo/4078.html](https://www.city.hikari.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai_shobo/4078.html)

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。(厚生労働省健康局 新型インフルエンザ 対策推進室 平成 26 年度新型インフルエンザの診療と対策に関する研修 資料より)

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、光市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数	(内)小規模事業者数
1,512	838

※令和 2 年 3 月時点 (下記 光商工会議所・大和商工会の統計より)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (立地状況等)
商工 業者	建設業	248	190	市内広域に分散
	製造業	118	75	市内広域に分散
	卸・小売業	351	160	市内広域に分散
	サービス業	559	224	市内広域に分散
	その他	71	29	市内広域に分散
合 計		1,347	678	

※令和 2 年 3 月時点 光商工会議所 会員・非会員台帳より

小規模事業者数は、卸・小売業・宿泊業・飲食業・生活関連サービス業は、従業員数 1~4 人のもの、建設業・製造業・その他は、従業員数 1~19 人のものを、会員台帳より抽出。

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工 業者	建設業	43	42	市内(管内)広域に分散
	製造業	13	12	市内(管内)広域に分散
	卸・小売業	43	41	市内(管内)広域に分散
	サービス業	58	58	市内(管内)広域に分散
	その他	8	7	市内(管内)広域に分散
合 計		165	160	

※令和2年3月時点 大和商工会 令和2年度商工会実態調査票より

<参考>令和元年版光市統計書 ※産業大分類別

業種	事業者数	小規模事業者数
建設業	222	171
製造業	122	72
卸・小売業	522	239
サービス業	943	342
その他	160	—

※令和元年度版光市統計書より

(建設業及び製造業は従業員数1～19人から引用、卸・小売業及びサービス業は従業員数1～4人から引用)

### (3) これまでの取組

#### 1) 光市の取組

##### ①光市地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条の規定に基づき、光市防災会議が作成。

この計画は、国の防災計画及び山口県の地域防災計画に基づき、光市地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正している。

##### ②防災情報等の伝達手段の多重化

災害時の避難情報や、避難所の開設情報等を確実に伝達するため、防災情報の伝達手段の多重化を図っている。

- ・ 防災行政無線
- ・ 光市メール配信サービス
- ・ 防災情報電話通知サービス
- ・ 防災広報ダイヤル
- ・ 広報車
- ・ テレビ（テロップ、dボタン）、ラジオ

・市ホームページ、フェイスブック など

### ③総合防災訓練の実施

光市、防災関係機関及び地域住民が協働して、災害時応急活動を中心に実践的な訓練を実施することにより、防災関係機関相互の協力、連携体制を確立するとともに地域住民の防災に対する意識の高揚を図ることを目的とし、毎年地域を変えながら実施している。

### ④自主防災組織リーダー研修会の実施

地域の防災活動に大きく寄与する自主防災組織の育成を図るために、その中核となる防災リーダーを育成するため、市内の自主防災組織の役員等を対象に研修会を実施している。

### ⑤防災備品の備蓄

発災後すぐに必要となる食料や水、生活必需品等は現物備蓄として保有することとしており、その他、民間事業者との防災協定により、流通備蓄の確保にも努めている。

### ⑥光市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成 22 年 10 月に光市が策定。

本計画は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び山口県の「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じ、市民の健康と生活を守り、安全・安心の確保を図るため平成 22 年 10 月に策定したものである。

策定以降、国及び県の計画改定に合わせ、都度見直しを行い、平成 26 年 6 月に「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」へ改定し、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や本市が実施する措置等を示している。

## 2) 光商工会議所の取組

### ①会員事業所に対する取組

- ・役員議員を対象とした事業者 BCP 普及啓発セミナーの開催
- ・部会主催の事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・山口県火災共済協同組合の地震保険をはじめ、損保会社各社の業務災害補償プラン等、各種共済制度の加入促進
- ・平成 30 年 7 月豪雨災害における、特別相談窓口開設・被災地域事業所への被災状況ヒアリング・融資斡旋・各種補助金制度活用促進・支援施策の情報発信
- ・新型コロナウイルス感染症対策窓口の設置

## ②職員の取組

- ・会館内テナント職員を含めた合同避難訓練の実施（1回／年）
- ・火災報知器の作動点検（1回／年）
- ・会館内の消火器設置（1階：2本、2階：2本）
- ・パソコン所内データのバックアップ

## 3) 大和商工会の取組

### ①会員事業所に対する取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・山口県火災共済協同組合と連携した各種共済制度の加入促進
- ・新型コロナウイルス感染症対策窓口の設置
- ・平成 30 年 7 月豪雨災害における、被災地域事業所への被災状況ヒアリング・融資あっせん・各種補助金制度活用の促進・支援施策の情報発信

### ②職員の取組

- ・会館内の消火器設置
- ・光市ハザードマップの設置
- ・事務所内パソコンデータのバックアップ

## II 課題

- ・現状においては、緊急時の取り組みに係る光商工会議所・大和商工会と光市の具体的な協力体制・緊急連絡網やマニュアルが整備されていない。
- ・光商工会議所・大和商工会においては、事業者 BCP に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平成 30 年 7 月豪雨災害時は、光商工会議所・大和商工会が行う被害状況の収集や報告、マスコミへの対応等、急激に増加する事務に対応できる人材が不足した。さらに、職員における危機意識は決して高いものではなかったため、その意識の向上と初動対応の手順の習得が課題である。
- ・小規模事業者においては、BCP を作成している者が少なく、自然災害に対する防災意識が低調であることが浮き彫りとなった。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ 目標

1. 小規模事業者への、地区別の災害リスク・感染症リスクに対する認識、事前対策の必要性の周知及び BCP 対策の普及・啓発の強化

#### 【成果目標】

- ・窓口・巡回相談時における周知（60 件／年（光商工会議所 50 件 大和商工会 10 件））
  - ・光商工会議所報（1 回程度／年）及び HP 等を活用した周知
  - ・セミナー等における BCP 対策の周知（1 回／年）
  - ・事業継続力強化支援計画書策定支援（2 件／年）
2. 発災時における連絡を円滑に行うため、光商工会議所・大和商工会と光市との間の災害情報報告ルート構築
  3. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制の平時からの構築

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- （1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

- （2）事業継続力強化支援事業の内容

光商工会議所・大和商工会と光市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・小規模事業者に対して、事業者 BCP 策定啓発パンフレット・チラシを作成配布する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・「光商工会議所 災害時対応マニュアル」を作成済。(令和2年3月)(別添)  
全職員に周知・徹底を図り災害時の対応を確認させる。

## 3) 関係団体との連携

- ・管内の実情を把握し地域事業所から一定程度の認知がある「山口県火災共済協同組合」をはじめ損保各社と情報を共有して、各種共済メニューを対象事業所に紹介し、一層の災害共済の推進を図る。
- ・光商工会議所主催のBCPセミナーなどを上記各社等と共催で開催し、セミナー内で災害共済の必要性や災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説明する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・その他関係機関・施設への普及啓発ポスター等の掲示依頼を行う。

## 4) フォローアップ

- ・巡回及び窓口指導を通して、管内小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・光商工会議所及び大和商工会、市との連絡を密にし、状況確認や改善を行う。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(大雨時の河川氾濫、土砂崩れ、高潮、震度5以上の地震)が発したと仮定し、市との連絡ルートの確認を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命の安全確保が第一であることを前提とし、その上で次の手順にて管内の被害状況を把握し応急対応方針の決定をはじめ、関係機関へ連絡等の対策を進める。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認
- ・本人・家族の被災状況の確認

- ・ 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況把握
- ・ 出勤できる状態かどうかについての情報収集  
連絡方法：事務所の固定電話、個人の携帯電話、メールを活用する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、光市における感染症対策本部設置に基づき光商工会議所及び大和商工会による感染症対策を行う。  
安否確認の連絡系統は、「光商工会議所 災害時対応マニュアル」等で別に定める。

## 2) 災害対策本部の設置

光商工会議所及び大和商工会：災害時対応マニュアルに沿って設置する。

設置基準：事象にかかわらず、ある事象が発生し、人命にかかわるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合は災害対策本部を設置する。

- ・ 地震のとき  
本地区に震度 6 以上の地震が発生した場合に設置。
- ・ 集中豪雨・台風等の特別警報等が発令されたとき  
災害対策本部長は状況を見ながら、その都度判断する。

## 3) 応急対策の方針決定

- ・ 被害状況や被害規模に応じ、光商工会議所及び大和商工会、光市との間で応急対策の方針を決める。
- ・ 気象庁等公的機関が発する警報、光市が発出する警戒情報や、自身の目視等で命の危険が及ぶと判断される場合は出勤をせず、職員自身の安全確保に努め、公的機関による各種警報等の解除など安全が確認できた段階で出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 本計画により光商工会議所及び大和商工会、光市は以下の間隔で被害情報等を共有する。  
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光市内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 光市内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光市内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 光市内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、</li> </ul>



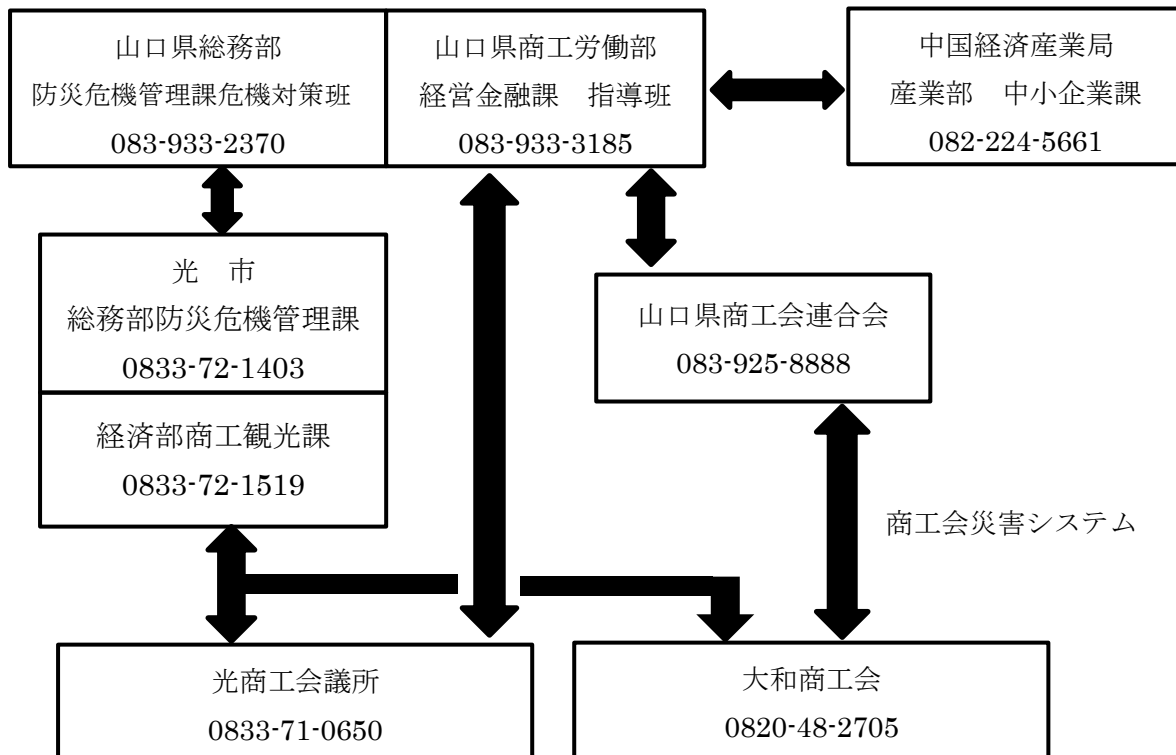
	大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

発生後～1週間	1日に2回以上共有する。(午前・午後)
1週間～2週間	1日に1回以上共有する。
2週間以降	災害状況に応じて随時共有する。

- ・光市で取りまとめた「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・光商工会議所及び大和商工会は、管内小規模事業者の被害状況の情報収集をするとともに、光市及び県商工会連合会と定期的に情報共有する。
- ・光商工会議所及び大和商工会は、山口県から管内小規模事業者の被害状況の情報提供依頼を受けたときには、情報の提供をする。
- ・光市は、光商工会議所及び大和商工会と共有した情報を、山口県（総務部 防災危機管理課）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、光商工会議所及び大和商工会と光市が共有した情報をメールまたはFAXにて光商工会議所及び大和商工会または光市より山口県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・光商工会議所及び大和商工会は、管内小規模事業者の災害被害の状況を踏まえて、必要に応じて相談窓口を安全性が確認された場所において設置する。また、国の依頼を受けた場合は、国が定める特別相談窓口を設置する。

(下線部：当所及び商工会における支援体制が整っている場合・・・当所及び商工会  
当所及び商工会における支援体制が整わない場合・・・整うまでの間は光市 )

- ・光商工会議所及び大和商工会は、光市と連携して管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、山口県、光市等の施策）について、管内小規模事業者へ光商工会議所及び市のホームページ等広報媒体で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

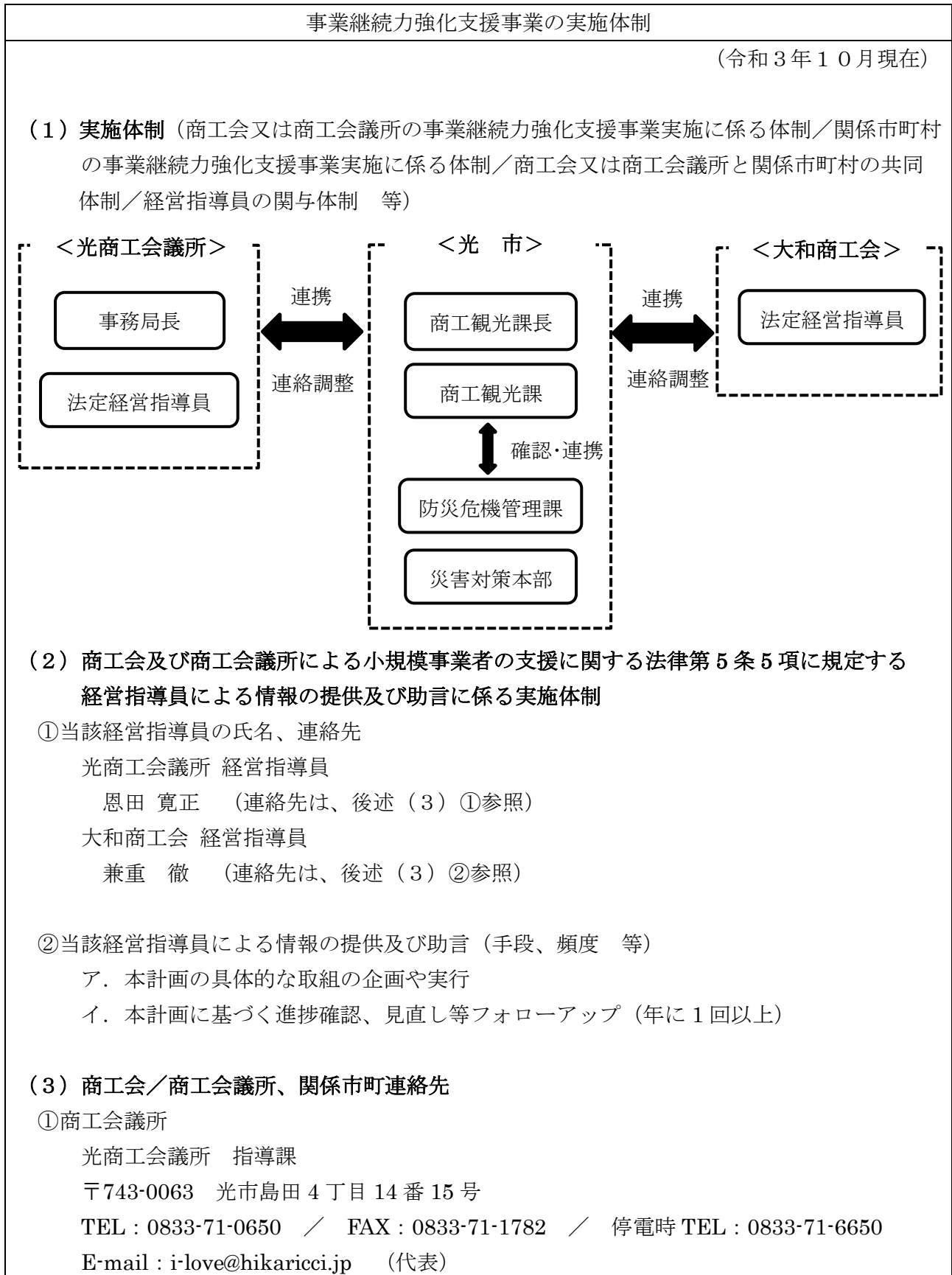
- ・光市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、光市の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や山口県商工会連合会と協議する。
- ・災害からの復旧を図るための資金調達等の経営相談について、光商工会議所、大和商工会が対応する。
- ・救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

【別表 2】

事業継続力強化支援事業の実施体制



②商工会

大和商工会

〒743-0103 光市岩田 2488 番地 30

TEL : 0820-48-2705 / FAX 0820-48-2781

E-mail : yamatochou@yamaguchi-shokokai.or.jp (代表)

③関係市町

光市 経済部 商工観光課

〒743-8501 光市中央 6 丁目 1 番 1 号

TEL : 0833-72-1400 (内線 342) 0833-72-1519 (直通)

FAX : 0833-72-8981

E-mail : syoukoukankou@city.hikari.lg.jp (代表)

光市 総務部 防災危機管理課

〒743-8501 光市中央 6 丁目 1 番 1 号

TEL : 0833-72-1400 (内線 244) 0833-72-1403 (直通)

FAX : 0833-72-1731

E-mail : bousai@city.hikari.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

【別表3】

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
光商工会議所及び大和商工会の会費収入・事業収入、光市補助金、山口県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。